

静岡県西部地域スポーツ産業振興協議会

会 則

(名 称)

第1条 この会は、静岡県西部地域スポーツ産業振興協議会（以下、「協議会」と言う。）と称する。

2 本会則における「スポーツ産業」とは、スポーツに関係する様々な需要に対して経済的な活動を行う産業の総称とする。

(目 的)

第2条 協議会は、静岡県西部地域をモデル地域として、スポーツ産業の振興に向けた様々な事業に取り組むことで、スポーツに関する新産業の創造、集積を図り、もって地域の経済産業の活性化や地域の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ産業に取り組む会員企業等が部会活動を通じて行う事業の支援
- (2) スポーツ産業に関する普及・啓発
- (3) スポーツ産業に関する情報提供、発信
- (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関する事業

(組 織)

第4条 協議会は、本会の目的に賛同する関係団体、企業、行政機関及び本会の発展のため会長が必要と認めた者をもって組織する。

(会員の種別)

第5条 会員の種別は、法人会員、個人会員及び賛助会員とする。

2 法人会員は、協議会の目的に賛同して入会した企業（事業を営む個人を含む）及び団体とする。

3 個人会員は、協議会の目的に賛同して入会した個人とする。

4 賛助会員は、協議会の目的に賛同して入会した行政機関及び産業支援機関等とする。

(役 員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を会長とし、3名以内の副会長を置く。

3 役員は、総会において会員のうちから選任する。

4 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員 の 職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、その業務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときには、会長のあらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、本会則及び総会又は理事会の議決に基づいて、協議会の業務を執行する。

4 監事は、本会の業務及び経理を監査し、その結果を総会に報告する。

(会 議)

第8条 会議は、総会、理事会及び部会とし、会長が召集し、その議長は会長があたる。

(会議 の 議事)

第9条 総会は、総会員の過半数の出席があったときに成立する。

2 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会則 の 変更)

第10条 本会則は、総会において会員総数の過半数の同意がなければ変更することができない。

(経 費)

第11条 協議会の経費は、会費、負担金その他の収入をもってあてる。

2 会費に関する規程は、総会の議決を経て会長が定める。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第13条 本会の事務局は、静岡産業大学SSU磐田駅前学舎内に置く。

(雑 則)

第14条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 本会則は、協議会の設立の日（平成24年3月23日）から施行する。

2 協議会の設立当初の部会の設置は、第8条の規定にかかわらず、最初の総会において定めるものとする。

平成 年 月 日

静岡県西部地域スポーツ産業振興協議会 入会申込書

静岡県西部地域スポーツ産業振興協議会 行

貴会の趣旨に賛同し、会員として入会を申し込みます。

法人・団体名	
代表者役職・氏名	印
所在地	〒
電話	
F A X	
代表者連絡 Eメール	
担当者所属・氏名	
担当者 Eメール	
自社ホームページ URLアドレス	
申込口数	口

平成 年 月 日

静岡県西部地域スポーツ産業振興協議会 退会届

静岡県西部地域スポーツ産業振興協議会 行

以下理由により、退会します。

法人・団体名	
代表者役職・氏名	印
所在地	〒
電話	
F A X	
担当者所属・氏名	
退会理由	

静岡県西部地域スポーツ産業振興協議会 会費規程

(目的)

第1条 静岡県西部地域スポーツ産業振興協議会会則第11条第2項の規定に基づき、協議会の会費に関し必要な事項を定める。

(会費)

第2条 法人会員及び個人会員の会費は、口数制とし、次のとおりとする。

- (1) 法人会員のうち、大企業 1口3万円で2口以上
- (2) 法人会員のうち、中小企業(※) 1口3万円で1口以上
- (3) 個人会員 1口1万2千円で1口以上

※ 中小企業基本法(昭和38年07月20日法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者とする。

(4) 賛助会員の負担金は、当該団体の長と会長が協議して決めるものとする。

2 会費の年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 入会初年度10月以降の入会については、第1項に規定する額の半額とする。

(会費の納入)

第3条 会費は、毎年5月末までに会長が指定する口座に全納しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、正当な理由がある場合には、会員の申し出により、年会費の分納を認めることができる。

3 入会にあたっては、会費を前納するものとする。

4 正当な理由なく会費を納入せず、督促後なお年会費を1年以上納入しないときは、会員の資格を喪失する。

(会費の返還)

第4条 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

附 則

この規程は、協議会の設立の日(平成24年3月23日)から施行する。